

憲法改正のための国会法改正・憲法審査会について

大東文化大学

井口秀作

1 憲法改正の発議の位置づけ

発議：「国民に提案される憲法改正案を国会が決定すること」

(問題)

A

(解決策)

憲法改正案(A1)

(承認)

国民投票

(発議)

A2・A3・・・

2 国民投票の意味

発議された憲法改正案に対する「過半数」の承認の有無
改正反対は国民投票で？

3 不適切な発議は意味のない国民投票をもたらす

条文と現実の乖離を埋めるための憲法改正？
私学助成の場合を例にして

4 発議過程の情報提供機能

A1に関する賛否

他の選択肢(A2、A3・・・)の可能性

国会法改正案 68 条の 2、68 条の 4 (民主党案 68 条の 7) の問題点

5 「内容において関連する事項ごとに区分」(国会法改正案 68 条の 3)

憲法 96 条 1 項の発議の場面での要請

何を「区分」？

個別発議(個別投票)の個別の単位は？ 条文化の困難性

全面改正と部分改正

6 国民投票における国会の位置づけ

発議機関としての国会

政党優遇の根拠？

7 憲法審査会

国会法改正案 102 条 6

「日本国憲法及び日本国憲法に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査」

「憲法改正原案の審査」

「日本国憲法の改正手続に係る法律案等の審査」

本音では、「手続」と「内容」は密接不可分と思っている？

常設機関として設けることの政治的意味

憲法論議の「歪み」

合同審査会・・・勸告権（国会法改正案 102 条の 8）

8 立法化をめぐる

「国民投票法」か「憲法改正手続法」か？

「日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査」

「日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査する」(国会法改正案 102 条の 6)

憲法調査推進議員連盟

「一般的に、国会法の改正については各党派合意の下、議会制度協議会等で議論された後、議院運営委員会から改正案が提出されることが多いようである」

9 おわりに

現実の政治・社会・経済情勢の中での立法 政治責任

誤った憲法論・誤った国民投票論？

Pourquoi, malgré les imperfections de la constitution de 1875, nous sommes adversaires de la révision.

(Joseph Barthélemy et Paul Duez, *Traité de droit constitutionnel*, 2^eéd, 1933)